

1 透析患者の通院交通費助成

身 知 精 難

児 者

じん臓機能に障がいを有する方が、人工透析を受けるために医療機関への通院に要する交通費を月額2,000円助成します。(支払いは年2回)

① 対象者

*人工透析療法による医療の給付を受けている方

② 申請に必要なもの

①申請書 ②身体障害者手帳の写しまたは人工透析療法による医療の給付を受けていることを証明するもの ③振込先の通帳の写し ④現況調査票

③ 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 医療機関等で行っている無料の送迎を主に利用されている方や、自転車などで通院されている方は助成の対象になりません。
- 障害者自動車燃料費助成事業及び福祉タクシー利用助成事業(P32、33)と選択制となっており、いずれか一つを選択ください。
- 毎年3月に、年度内の入院の有無や通院方法を確認する現況調査を行います。
- ◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

2 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成

身 知 精 難

児 者

在宅で酸素療法を必要とする呼吸器機能障がいを有する方に、酸素濃縮器使用のための電気料金の一部を月額2,000円助成します。(支払いは年2回)

① 対象者

*呼吸器機能障がい1級及び3級

② 申請に必要なもの

①申請書 ②身体障害者手帳の写し ③医師の在宅酸素療法指示書または酸素濃縮器設置業者の酸素濃縮器使用証明書 ④振込先の通帳の写し

③ 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 毎年3月に、年度内の入院の有無や酸素濃縮器の変更などを確認する現況調査を行います。
- ◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 難聴児補聴器購入助成事業

身 知 精 難

児 者

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の脳の発達及び言語の早期習得を促進するため、補聴器の購入費の一部を助成します。

1 対象者

- 下記すべてを満たす者
- * 18歳未満の児童
- * 両耳の平均聴力レベル30～70デシベルで身体障害者手帳の交付対象外
- * 補聴器装用により脳の発達及び言語の早期習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること
- * 同一世帯市民税所得割最多納税者の納税額が46万円未満

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②医師意見書 ③見積書 ④相談票

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■補聴器購入前に申請が必要となりますのでご注意ください。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

4 身体障害者用自動車改造費補助事業

身 知 精 難 児 者

重度の身体障がいを有する方の社会参加を促進するため、自らが所有し運転する自動車を運転しやすくするための改造に要する経費の一部を補助します。

1 対象者

- * 上肢、下肢、体幹機能の障がい等級（個別等級）が1級～3級の身体障がい者
- * 社会参加のために自ら運転する車の一部を改造する必要のある方
- * 前年所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内であること
- * 改造着手前に、事前の申請が必要です。

2 助成額

自動車の改造に直接要した経費の3分の2以内の額（千円未満の端数切捨て）とし、10万円が限度です。

3 申請に必要なもの

- ①申請書 ②就労計画書および自動車改造計画書
- ③身体障害者手帳及び自動車運転免許証の写し ④見積書 ⑤改造箇所の図面
- ⑥市町村民税等調査同意書または課税・非課税証明書

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

◇詳しくは福祉事務所生活福祉障がい福祉係までお問い合わせください。

5 自動車運転免許取得費助成事業

身 知 精 難 児 者

障がい者に対して自動車の運転免許取得に関する費用の一部を助成することにより、障がい者の就労等の社会参加の促進を図ります。

① 対象者

*身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方で、免許取得により社会参加が見込まれる方

② 対象運転免許

大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車・大型特殊自動車・牽引自動車の運転免許を取得する方に限ります（限定解除等は除きます）。

③ 助成額

免許を取得するために、教習所において教習を受けるのに直接要した費用の3分の2以内の額とし、10万円が限度です。

④ 申請に必要なもの

- ①申請書 ②身体障害者手帳または療育手帳の写し
- ③運転適性診断申請書のある方はその写し（運転免許センターにて診断されたもの）
- ④取得済みの自動車運転免許証のある方はその写し

⑤ 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■自動車教習所の入学前に申請手続きを行い、免許取得助成の承認通知が届いた後に自動車教習所の入学手続をし、教習を受けてください。なお、自動車教習所入学後の申請については助成対象外となり受理できませんので、ご注意願います。

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

6 介護用品支給事業

身 知 精 難 児 者

在宅で常時失禁状態にあり、紙おむつ等を必要とする高齢者等または心身に障がいのある方は、介護用品を購入する費用の一部を補助する「介護用品支給券」の交付が受けられます。

① 対象者

市町村民税非課税世帯で、常時失禁状態にある方のうち、次にあてはまる方

- (1) 要介護4、5の方
- (2) 要支援1、2または要介護1～3の方
- (3) 身体・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、指定難病医療費助成受給者証お持ちの方

② 申請に必要なもの

- ①申請書 ②医師の意見書（対象者（2）（3）の方のみ）
- ③介護保険者証または障害者保健福祉手帳

③ 支給対象用品種目

紙おむつ、おむつカバー、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、防水シーツ

※令和6年8月の支給券より、洗浄剤（からだ用、手指用）も対象となります。

④ 支給額

- ①対象者（1）の方………月額5,000円
- ①対象者（2）（3）の方…月額3,000円

5 支給期間

支給期間は支給開始の月から次の7月までです。支給開始については申請日が1日から15日までの場合はその月からの支給となります。16日以降は翌月からの支給になります。

◇詳しく福祉事務所長寿介護課長寿社会係（P54）までお問い合わせください。

7 外出支援サービス事業

身 知 精 難 児 者

在宅で歩行が困難な方を対象として、社会参加や医療機関への受診等の移動手段として福祉車両の運行・貸し出しを行います。

1 対象者

*登米市内に住所を有する身体の障がい、傷病等の理由により介助が必要な方で、単独でタクシーや公共交通機関を利用することが困難な方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②誓約書 ③窓口アセスメント票 ④利用希望票
- ⑤運転する方の免許証の写し（貸出サービスを利用する場合）

3 サービス内容

- ①移送サービス：福祉車両を運行し、歩行困難者の居宅と医療機関、社会福祉施設等との間を送迎するサービス（原則、同行介護者が必要となります。）
- ②貸出サービス：歩行困難者が外出する場合に、その介護をする方に対し福祉車両を貸出するサービス

【利用範囲】 医療機関への受診や入退院、地域活動や各種行事への参加など

【利用回数】 移送・貸出サービスともに月2回まで。ただし、医療機関への受診や入退院を目的として利用する場合は月4回まで可能

※移送サービスは、発着のいずれかが登米市内でなければ利用できません。

※移送サービスの運転手は、運転業務のみで、介添え等は行いません。

4 利用料

- ①移送サービス・・・1キロあたり100円 【利用区間のみ】
(ただし、片道30km以上の利用の場合は、30kmを超える10kmにつき150円)
- ②貸出サービス・・・無料（ただし、燃料費は実費負担）

◇詳しくは福祉事務所長寿介護課長寿社会係（P54）までお問い合わせください。

8 駐車禁止区域の緩和（駐車禁止除外指定車）

身 知 精 難 児 者

障がいにより通常の歩行が困難な身体障がいの方や戦傷病者、知的障がい者、精神障がい者及び紫外線要保護者の方が現に使用または乗車する自動車に対し、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識又は道路標示により駐車禁止とした道路において、やむを得ない場合に限り駐車禁止区域の緩和が受けられます。ただし、駐停車及び法定の駐車禁止場所については対象外となります。

1 対象者

障がい名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級～4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障がい	2級～3級	特別項症～第4項症
平衡機能障がい	3級	特別項症～第4項症
上肢機能障がい	1級～2級の2	特別項症～第3項症
下肢機能障がい	1級～4級	特別項症～第3項症
体幹機能障がい	1級～3級	特別項症～第4項症
脳病変運動機能障がい	1級～2級	
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	1級及び3級	特別項症～第3項症
免疫機能障がい	1級～3級	
肝臓機能障がい	1級～3級	特別項症～第3項症
知的障がい	療育手帳A	
精神障がい者	精神保健福祉手帳1級	
紫外線要保護者	小児慢性特定医療費受給者証	

※次の方も交付の対象になりますが、歩行困難の程度を証明する医師意見書が必要です

平衡機能障がい	5級
下肢機能障がい	5～6級
脳病変運動機能障がい	3級～4級

- 障がい者1名につき1通駐車禁止除外指定車標章を交付します
- 住所地を管轄する警察署交通課に該当の障害者手帳・運転免許証・車検証(それぞれを1部ずつコピーしたものを持参)さらに意見書の提出が必要な障がい、等級の方は意見書を持参して手続きをしてください。
- 最長3年間有効で更新手続きが必要となります。
- ◇詳しくは最寄りの警察署までお問い合わせください。

9 郵便等による不在者投票

身 知 精 難 児 者

郵便等による不在者投票の制度を利用できる方は、次の要件を満たす方となります。あらかじめ『郵便等投票証明書』の交付申請手続きが必要となりますので、早めに登米市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。すでに郵便等投票証明書をお持ちの方は、選挙期日の4日前までに投票用紙類を請求する手続きが必要となります。

1 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方で、次に該当する方

*両下肢、体幹の障害、移動機能障がい 1級・2級

*心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい 1級・3級

*免疫、肝臓の障がい 1級・2級・3級

戦傷病者手帳をお持ちの方で障害の程度が次に該当する方

*両下肢、体幹の障害 特別項症・第1項症・第2項症

*心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 特別項症・第1項症・第2項症・第3項症

介護保険の被保険者証をお持ちで要介護状態区分が次に該当する方

*要介護5

■郵便等による不在者投票における代理記載もできます。上記の条件を満たし、かつ上肢障がいまたは視覚障がい1級または特別項症・第1項症・第2項症の方で自ら投票の記載ができない場合は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する者に限る）の代理記載による投票も可能です。

◇詳しくは登米市選挙管理委員会（☎0220-22-2198）までお問い合わせください。

10 身体障害者補助犬の貸与

身 知 精 難 児者

身体障がいの方に対し、日常生活動作の補助や自立、社会参加の促進を図ることを目的として補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を貸与する訓練事業者に対して補助金を交付する制度があります。

1 補助の対象となる利用者の要件

*県内に1年以上居住する満18歳以上の方で

盲導犬…視覚障がい2級以上

介助犬…肢体不自由2級以上

聴導犬…聴覚障がい2級 など



ほじょ犬

◇詳しくは宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班（☎022-211-2541）までお問い合わせください。

11 広報とめ・社協だより（声版）

身 知 精 難 児者

ボランティアグループ『ハートウェーブ』では、「声の広報」を作成し、市・社協ホームページで音声ファイルを公開しています。

12 みやぎ県政だより（点字版、音声版）

身 知 精 難 児者

隔月発行する県政だよりを点訳や音訳（CDに録音）し、県内在住の視覚障がい者などへ無料で送付しています。

◇詳しくは宮城県視覚障害者福祉協会（☎022-257-2022）までお問い合わせください。

13 点字図書・録音図書

身 知 精 難 児 者

宮城県視覚障害者情報センターでは点字図書・録音図書の製作・貸し出しのほか、点訳、音訳奉仕員の養成、視覚障がい者への点字・情報機器の講習などを無料で行っています。

*開館日：平日午前9時から午後5時

(土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始は休館)

ただし、第1・第3日曜は開館

留守番電話、メールでは24時間受付

*所在地：仙台市青葉区上杉6-5-1

☎022-234-4047

メール：miyagi-sikaku@nifty.com

HP：<https://www.miyagi-sikaku.org/>



◀ホームページ
QRコード

14 障害者パソコン利用支援

身 知 精 難 児 者

「みやぎ障害者ITサポートセンター」では、パソコンの利用に関する相談や出張サポート、就労に必要なIT知識の習得のための各種講習会を実施しています。

1 主な講習会

- * 視覚障がい者向け講習会
- * 聴覚障がい者向け講習会
- * 肢体不自由者向け講習会
- * 知的障がい者向け講習会
- * 精神障がい者向け講習会
- * 訪問講座…外出が困難な重度身体障がい者の方の自宅で、講師が機器持参で訪問し、講習を行ないます。
- * その他、就労支援のためのステップアップ講習やスマートフォン利活用講習等の随時企画講習もあります。

2 講習会の会場

『テクノロジークラウド』(仙台市宮城野区扇町2-2-27) ほか、県内各地で開催

◇受講人数や実施期間が限られておりますので、詳しくは「みやぎ障害者ITサポートセンター」(☎022-781-7488)へお問い合わせください。

15 障害者でんわ相談室

身 知 精 難 児 者

身体の危険や財産侵害に関すること、家族や職場内での人間関係など、生活全般にわたる様々な相談を受付けています。

1 対象者

- * 県内在住の障がい者及びその家族または近隣の方々等

2 相談窓口

専用電話 ☎022-296-5053 (FAX・留守番電話共用)

3 相談の受付時間・対象者

曜日	受付時間	対象者
日曜日	12:30～17:00	精神障がい者
月曜日	12:30～17:00	精神障がい者
火曜日		
水曜日	12:30～17:00	身体障がい者
木曜日	12:30～17:00	身体障がい者
金曜日	12:30～17:00	知的障がい者
土曜日	12:30～17:00	知的障がい者

※時間外や火曜日、祝祭日、年末年始は留守番電話及びファクシミリで対応

16 日常生活自立支援事業（愛称：まもりーぶ）

身 知 精 難 児 者

自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用料等の支払いをすることが一人では難しい（自信がない）方のお手伝い、郵便物を確認し、必要に応じて手続きのお手伝いをしています。

1 対象者

*知的障がいや精神障がいのある方、認知症高齢者等

2 サービス内容

- ①福祉サービスの利用援助
→書類や郵便物の確認、福祉サービスに関する相談・助言
- ②日常的金銭管理サービス
→預貯金の計画的な払い戻し、公共料金の支払等
- ③財産お預かりサービス
→大切な書類の預かり、年金証書や実印、契約書類等

3 利用料金

料金種別	単価
基本料金	1ヵ月/700円
サービス料金（※）	30分/500円
財産お預かり料金 (貸金庫利用者のみ)	1ヵ月/300円
サービス提供に係る旅費（※）	走行距離に応じる

※生活保護世帯は全額、市町村民税非課税者は半額免除になる場合があります

◇詳しくは登米地域福祉サポートセンターまもりーぶ登米（☎0220-21-5380）または最寄りの登米市社会福祉協議会各支所（P 55～56）までお問い合わせください。

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、障がい者に対する虐待を発見した者は、市町村等に通報することが義務づけられました。

障がい者虐待を防止するためには、早期発見・早期対応が重要です。虐待を受けていると思われる障がい者を発見したら、すぐに下記窓口までご連絡ください。

1 障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談・通報窓口

【平日（午前8時30分～午後5時15分）】

登米市障害者虐待防止センター（登米市福祉事務所生活福祉課障がい福祉係）

TEL：0220-58-5552 FAX：0220-58-2375

【夜間・休日】

登米市南方総合支所（日直・当直窓口）

TEL：0220-58-2111 FAX：0220-58-2375

※夜間・休日の相談は、日直・当直者を通じ、担当者に取り次ぎます。

2 障がい者虐待の具体例

区分	具体例
身体的虐待	平手打ちをする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、火傷させる、縛り付ける、閉じ込めるなど
性的虐待	性的な行為や接触を強要する、障がい者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せるなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をするなど
ネグレクト (放棄・放置)	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置するなど
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さないなど

※通報の秘密は守られ、通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。